



新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

傷病手当金は、後期高齢者医療に加入している人のうち、被用者人（=雇い主から給与の支払いを受けている人）で、新型コロナウイルスに感染または感染疑いのため勤務することができず、事業主から給与の全部または一部を受け取ることができない場合に支給されます。

【支給要件】後期高齢者医療に加入している人で、次の3つの条件をすべて満たす人

①新型コロナウイルス感染症（感染疑いを含む）の療養のため仕事ができないこと

※原則として事業主と医療機関の証明が必要です。ただし、医療機関を受診せず回復した場合は、医療機関の証明が不要になる場合があります。

②4日以上休んでいること

※発熱等の症状があって最初に「勤務予定があり仕事を休んだ日」が起算日（1日目）となります。起算日から数えて、3日経過した後の「勤務予定があり仕事を休んだ日」が支給対象日となります。

③休んだ期間について給与などがもらえないこと

※給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないとときは、その差額が支給されます。

【支給金額】

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数）×3分の2×支給対象日数

※支給対象日数は、起算日（症状があり勤務予定にも関わらず仕事を休んだ最初の日）から連続して3日間の待定期間を経過した後、4日目以降にもともと勤務の予定であるにも関わらず感染（または症状があり感染疑い）により休んだ日数となります。

※有給休暇を使用するなど傷病手当金の日額相当額を超える給与などが支給された日は、対象外です。

問▽福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503

▽熊本県後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎096-288-6050

「南関町消費生活安心条例」を10月1日から施行します

「南関町消費生活安心条例」とは

近年、“強引な勧誘だったので断ることができなかった”、“事業者が連絡先を教えずに一方的に売りつけていたために返品できない”といった悪質な訪問販売に関する消費生活相談が多く寄せられています。

そこで、消費者の権利を守り、安心・安全なまちづくりを進めるため、玉名市、玉東町、和水町、南関町の1市3町共同で「消費生活安心条例」を制定しました。

この条例で、訪問販売を受けないことを貼り紙などで伝えている家に対して、訪問販売の勧誘ができなくなります。また、町では玄関などに貼ることで訪問販売を防止するための「訪問販売お断りステッカー」の作成を進めており、9月末頃に配布を開始する予定です。

問 総務課 消費生活相談窓口 ☎57-8500



▶お祓いをうける大蛇

新型コロナウイルスの収束を願う なんかんぎおんさん

「なんかん夏まつりぎおんさん」（なんかん夏まつり実行員会主催）の神事が8月1日、関町の八剣神社で行なわれ、実行委員や八剣会、商工会など約30人が新型コロナウイルスの収束を祈りました。

関係者は4月から大蛇山の製作を始めましたが、新型コロナウイルスの影響を受け、まつりの中止を決定。今年は神事のみを行いました。

上田俊次実行委員長は「今年は90年の節目だったのでとても残念。コロナウイルスが早く収束し、来年は例年よりも派手にまつりを開催したい」と来年の開催に向けて意気込みました。



地域に愛されるチームに なんかんトップアーズ

草野球チーム「なんかんトップアーズ」（三浦雅善監督）が6月に玉名市で開催された2つの大会で優勝し、10月に宇城市で開催される県大会の出場を決めました。

トップアーズは「野球をとおして幅広い人とつながりたい」という思いを持ち昨年末に結成し、毎週日曜日を中心農村広場で練習に励んでいます。

また、中学校野球部への指導や、地域のボランティア活動を行っており、7月豪雨で被災した米田地区の清掃作業に汗を流しました。

三浦監督は「野球を楽しみながら、地域貢献も共に行い地域に愛されるチームにしていきたい」と話しました。

自主学習をサポート

なんかん寺子屋教室が再開

一般社団法人なんかん未来創造とば隊（日高香奈恵理事長）が無料で運営する「なんかん寺子屋教室」が7月21日、5か月振りに今年度の活動を再開しました。

寺子屋教室は中学生の学力向上を目指して当時の南関中学校PTAの有志で立ち上げ、現在も当時のメンバー6人が毎週水曜日の午後4時30分から交流センターで開いています。

また、教室の後は手作りのおにぎりの提供も行っています。

参加した生徒2人は「休校中は思うように勉強ができなかった。ここに来れば友達と一緒に集中できる」と話し、教室の代表を務める大法真奈美さんは「今後は一緒に活動する仲間を増やしながら勉強の場を提供したい」と今後の展開を話しました。



被災者のために100万円を寄付

南関町建設業協会

南関町建設業協会（松本泰典会長）は、令和2年7月豪雨の災害支援に役立ててもらおうと7月30日、町長を訪問し100万円を寄付しました。

建設業協会は13社で構成し、「大きな災害が起きたので、被災した人たちのために少しでも役に立てれば」という思いで寄付を決めました。

松本会長は「被災者を含め、今までお世話をなった住民のために地域の振興などに使ってほしい」と話し、佐藤町長は「被災者の支援を中心に、町の振興に役立てます」とお礼を述べました。

